

電源立地地域対策交付金により造成した基金について

令和5年3月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	島根公共用施設維持基金
法人名	松江市
基金額(国庫補助金相当額)	33,000,000円(基金造成額・昭和59年度、昭和60年度、平成2年度)
基金事業の目的	松江市公共用施設の修繕その他の維持補修
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	野波診療所、商工観光センター及び水産観光センターの修繕その他の維持補修に要する経費に充当

2. 見直し結果

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))		
目標達成の評価		
基金の保有割合	1.00	
	基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要となる事業費
	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・ 無
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	[有の場合]該当する理由:	
その他		

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:円)
預貯金	安全に運用することが可能であるため	79,230
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債		
その他社債等		

4. 執行状況

		令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費		
	国費以外		
	出資等		
	運用収入	2	2
	その他		
	前年度繰り越し	79,230	79,232
	(マイナス)返納額		
合計(a)	79,232	79,234	
支等(事業費)	事業費(交付額)	0	0
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)		
	合計(b)	0	0
基金残高(a-b)		79,232	79,234
出資残高			
貸付残高			
債務保証残高			

<交付額等>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
交付決定件数	0	1	0	0
交付決定額	0	36,679	0	0

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)